

343-0832
越谷市南町〇丁目〇番〇号

蒲 生 みなみ 様

越谷市長 福 田 晃

保育所等の利用状況について（回答）

令和△△年5月13日付けで依頼がありました保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）の利用状況について、下記のとおり回答します。

記

- 1 対象となる保育所等の名称
蒲生南保育所
- 2 対象となる年齢
0歳児（令和△△年4月2日以降生まれの児童）
- 3 令和△△年5月の利用状況
次の理由により利用できない状況であった。

☒定員に空きがないため、利用調整を行っていない。

☐その他（ ）

※なお、依頼者の状況については、次のとおりです。

●児童名

蒲 生 ひかり（生年月日：令和△△年5月10日）

●子が1歳に達する日までの状況（該当するものにチェック）

☒ 〆切後に保育所等の利用申込をした（申込日：令和△△年5月13日）

☒ 1歳に達する日までに「利用状況の照会（この照会）」を行った。

☐ その他（ ）

※この回答は、次の厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知の「子が1歳に達する日の翌日において保育が行われない旨が明らかにされている書類」として作成したものです。

1歳以降の育児休業期間に係る育児休業給付（育児休業基本給付金）を申請する際に必要となる「保育所における保育の実施が行われない」事実を証明する書類について（平成18年7月5日雇児保発第0705002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）（抜粋）

育介法施行通知においては、育児休業給付金の申請にあたり、市町村が発行する保育所の入所不承諾の通知書（「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う整備政令等の施行について」（平成9年9月25日児発第596号。以下「平成9年施行通知」という。）Ⅱ1(5)による別表第4号様式を参照のこと。）など、当面保育所における保育の実施が行われない事実を証明する書類を提出することとされている。

しかしながら、一部の市区町村においては、保育に欠ける児童には該当するものの、優先順位が低いなどの理由から入所待ちの状況（待機児童）となっている等、当該市区町村として入所不承諾書の交付には至っていないが、現実には保育所を利用できていない者に対して、当該事実に関する何らの証明もなされない結果、育児休業給付金の申請に支障が生じている場合が生じている。

このため、育児休業給付金の延長について円滑な申請が可能となるよう、こうした者に対し、子が1歳に達する日の翌日において保育が行われない旨が明らかとなる書面の交付等を行うことについて、管内の市区町村並びに関係職員及び関係団体等に周知を図り、その運用に遺漏のないようお願いする（なお、育児休業を取得している者であって、第1希望の保育所での受入れができない者についても、必要に応じて、子が1歳に達する日の翌日において保育が行われない旨の証明書を交付していただくようお願いする）。

なお、育児休業給付金の申請に必要な書類としては、「市町村から、少なくとも、子が1歳に達する日の翌日において保育が行われない旨」が明らかにされている書類であれば足り、必ずしも、平成9年施行通知に記載されている「入所不承諾通知書」といった名称の書類である必要はない。